

議案第64号

区議会提出議案に関する意見聴取
(世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和5年11月7日

(提出者)
世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の議案の提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。



5世総第395号
令和5年11月6日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

- 1 案件名
（1）世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例
- 2 案 文
別紙のとおり
- 3 提案議会
令和5年第4回世田谷区議会定例会
- 4 回答期限
令和5年11月17日（金）
- 5 担 当
総務部総務課総務係 水芦 内線2064

議案第 号

世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立幼稚園の預かり保育の利用単位の変更に伴い、預かり保育料の額を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区立幼稚園保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「月額4,000円」を「日額200円」に改め、同条第3項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、施行日以後の日分の預かり保育料（同条例第1条に規定する預かり保育料をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前の日の属する月分の預かり保育料については、なお従前の例による。

世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立幼稚園保育料条例 平成26年12月 8 日条例第58号</p> <p>改正</p> <p>平成27年12月 7 日条例第70号 平成30年 6 月26日条例第52号 令和元年10月 1 日条例第38号 <u>令和5年 月 日条例第 号</u></p> <p>世田谷区立幼稚園保育料条例 世田谷区立幼稚園の保育料等に関する条例（昭和40年12月世田谷区条例第48号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する区が定める額のうち区立幼稚園に係るもの（以下「保育料」という。）並びに区立幼稚園における教育課程に係る教育時間の終了後に幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う教育活動（以下「預かり保育」という。）の利用に要する費用（以下「預かり保育料」という。）その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 区立幼稚園 世田谷区立学校設置条例（昭和39年 3 月世田谷区条例第21号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園を除く。）をいう。</p>	<p>○世田谷区立幼稚園保育料条例 平成26年12月 8 日条例第58号</p> <p>改正</p> <p>平成27年12月 7 日条例第70号 平成30年 6 月26日条例第52号 令和元年10月 1 日条例第38号</p> <p>世田谷区立幼稚園保育料条例 世田谷区立幼稚園の保育料等に関する条例（昭和40年12月世田谷区条例第48号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する区が定める額のうち区立幼稚園に係るもの（以下「保育料」という。）並びに区立幼稚園における教育課程に係る教育時間の終了後に幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う教育活動（以下「預かり保育」という。）の利用に要する費用（以下「預かり保育料」という。）その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 区立幼稚園 世田谷区立学校設置条例（昭和39年 3 月世田谷区条例第21号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園を除く。）をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する小学校就学前子どもであって、4歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。</p>	<p>(2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する小学校就学前子どもであって、4歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p>
<p>(保育料)</p>	<p>(保育料)</p>
<p>第3条 保育料は、無料とする。</p>	<p>第3条 保育料は、無料とする。</p>
<p>(保育料の額の決定等)</p>	<p>(保育料の額の決定等)</p>
<p>第4条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）は、保育料の額を決定したときは、区立幼稚園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者に対し、その旨を通知するものとする。</p>	<p>第4条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）は、保育料の額を決定したときは、区立幼稚園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者に対し、その旨を通知するものとする。</p>
<p>(預かり保育料)</p>	<p>(預かり保育料)</p>
<p>第5条 預かり保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、預かり保育料を委員会に支払わなければならない。</p>	<p>第5条 預かり保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、預かり保育料を委員会に支払わなければならない。</p>
<p>2 預かり保育料の額は、1人当たり <u>日額200円</u>とする。</p>	<p>2 預かり保育料の額は、1人当たり <u>月額4,000円</u>とする。</p>
<p><u>(3 削除)</u></p>	<p><u>3 月の中途において預かり保育の利用を開始し、又は終了した場合</u></p>
<p>(納付期限)</p>	<p><u>の預かり保育料は、これを1月として計算する。</u></p>
<p>(納付期限)</p>	<p>(納付期限)</p>
<p>第6条 預かり保育料の納付期限は、委員会が別に指定する。</p>	<p>第6条 預かり保育料の納付期限は、委員会が別に指定する。</p>
<p>(督促)</p>	<p>(督促)</p>
<p>第7条 委員会は、預かり保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者が前条に規定する納付期限までに預かり保育料を納付しないときは、規則で定める期間内に書面により督促をするものとする。</p>	<p>第7条 委員会は、預かり保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者が前条に規定する納付期限までに預かり保育料を納付しないときは、規則で定める期間内に書面により督促をするものとする。</p>
<p>2 委員会は、前項の規定による督促をするときは、当該督促に係る書面を発する日から15日以内の日を納付すべき期限として指定する</p>	<p>2 委員会は、前項の規定による督促をするときは、当該督促に係る書面を発する日から15日以内の日を納付すべき期限として指定する</p>

改正後	改正前
<p>ものとする。 (還付) 第8条 委員会は、規則で定めるところにより、既に納付された預かり保育料の全部又は一部を還付することができる。 (委任) 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 この条例は、法の施行の日から施行する。 附 則 (平成27年12月7日条例第70号抄) (施行日) 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。(後略) 附 則 (平成30年6月26日条例第52号) 1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、平成30年9月以後の月分の保育料(第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。)について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。 附 則 (令和元年10月1日条例第38号) 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料(第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。)について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。 <u>附 則 (令和5年 月 日条例第 号)</u> <u>1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、施行日以後の日分の預かり保育料(同条例第1条に規定する預かり</u></p>	<p>ものとする。 (還付) 第8条 委員会は、規則で定めるところにより、既に納付された預かり保育料の全部又は一部を還付することができる。 (委任) 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 この条例は、法の施行の日から施行する。 附 則 (平成27年12月7日条例第70号抄) (施行日) 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。(後略) 附 則 (平成30年6月26日条例第52号) 1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、平成30年9月以後の月分の保育料(第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。)について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。 附 則 (令和元年10月1日条例第38号) 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料(第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。)について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。</p>

改正後	改正前
<u>保育料をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前の日の属する月分の預かり保育料については、なお従前の例による。</u>	